

所得税の扶養とは

〇〇

詳しくは
当事務所まで！

いつもお世話になっております。

今回は「所得税の扶養」となることで何がかわるのか、についてです。

例えば、サラリーマンのご主人とパート勤務の奥様の場合、

メリット (パート収入103万円以内)	デメリット (パート収入103万円超)
ご主人の所得税が減る 奥様に所得税がかからない	ご主人の所得税が増える 奥様に所得税がかかる可能性が出てくる

以上のような変化があります。

◎ 給与所得をいただいている方にかかる所得税は

$(\text{給与収入} - \text{控除額}) \times \text{税率}$ となり、

この「控除」には「基礎控除」「給与所得控除」「扶養控除」等があります。

つまり、奥様の給与収入年間103万円以下の場合、ご主人は、

$380,000$ [配偶者控除] $\times$ 税率(5~40%)の税負担が減ることになります。

また、奥様の給与収入が103万円を超えると配偶者控除はなくなりますが、

代わりに配偶者特別控除が始まります。配偶者特別控除は、141万円に

達するまで、段階的に減っていきます(※下図参照)

